

## 第16期 第19回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成31年 2月28日(木) 午後1時40分～午後3時49分

2 場所： 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員  
(※推進委員は出席委員数にカウントしない)

東部地区		
西部地区		

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：仲宗根 翔

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 金城 敏満 ・ 宮里 由美子

7 現場調査日時： 平成31年 2月28日(木) 午後1時42分～午後3時04分

8 現場調査数: 5 件

9 付議すべき案件

報告第 117 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 118 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について
報告第 119 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 120 号	現況証明願について
報告第 121 号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第 122 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
議案第 59 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 60 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 61 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 62 号	豊見城市農地移動適正あっせん基準の一部改正について
議案第 63 号	平成31年度定期人事異動に係る協議について

## 10. 会議の内容

- 会長 第16期豊見城市農業委員会第19回総会を開催いたします。
- (午後1時40分) 開会
- 会長 本日の議事日程はお手元にお配りのとおりです。  
会期は、本日1日限りといたします。  
本日の出席委員は8名中、當銘博委員がおくれるということで7名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。  
次に議事録署名委員について、豊見城農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第3番委員の金城敏満委員と第4番委員の宮里由美子委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び仲宗根主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。
- (異議なし)
- 会長 それでは議事録署名委員に第3番委員の金城委員、そして第4番委員の宮里委員、そして会議書記に大城事務局長と仲宗根主査を指名いたしますので、よろしく願いいたします。  
本日提案された議案等についての現場調査4件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。
- (異議なし)
- 会長 ご異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩します。
- 休憩(現場踏査) 午後1時42分  
再開 午後3時04分
- 会長 再開します。  
これより報告案件に入ります。初めに報告第117号について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第 117 号「農地転用後の利用状況の報告について」

6 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ありがとうございます。

ただいまの報告第 117 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

次に報告第 118 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 118 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」

1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 118 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

次に報告第 119 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 6 ページをお開きください。

報告第 119 号「転用許可に係る工事の完了報告について」

2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 119 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

事務局 次に報告第 120 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。  
報告第 120 号「現況証明願について」  
9 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。  
以上です。

会長 ありがとうございます。  
ただいまの報告第 120 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。  
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 121 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 11 ページをお開きください。  
報告第 121 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」  
2 件ございました。  
事務局長専決により、届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。  
以上です。

会長 ただいまの報告第 121 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。  
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 122 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 13 ページをお開きください。

報告第 122 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」  
2 件ございました。

事務局長専決により、届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。  
以上です。

会長 ただいまの報告第 122 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して  
願います。  
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 08 分

再開 午後 3 時 09 分

会長 再開します。  
休憩します。

休憩 午後 3 時 09 分

再開 午後 3 時 10 分

会長 再開します。  
次に議案案件に入ります。議案第 59 号について、11 番委員の案件で、議事参  
与の制限で退室をお願いいたします。

(11 番委員退室) 午後 3 時 10 分

会長 それでは議案第 59 号の番号 6 番、7 番について、事務局の説明をお願いいたし  
ます。

事務局 議案第 59 号の整理番号 6 番と 7 番につきましてご説明いたします。  
議案書の 29 ページをお開きください。  
整理番号 6 番につきまして、議案書 26 ページ、大丈夫でしょうか。申請のあ  
りました豊見城市字翁長真謝原 458 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の  
各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま。

続いて 31 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字翁長真謝原 407 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま。

以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 59 号、整理番号 6 番と 7 番について審議に入ります。

質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 6 番と 7 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 6 番、7 番については許可することに決定します。

11 番委員の入室を認めます。

(11 番委員入室) 午後 3 時 13 分

会長

引き続き、整理番号 1 番から 5 番について、事務局の説明をよろしく願いいたします。

事務局

説明いたします。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 18 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字長堂仲毛原 130 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま。

整理番号 2 番につきまして、議案書の 20 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字長堂仲毛原 140 番 10 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま。

整理番号 3 番につきまして、議案書の 22 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字長堂仲毛原 140 番 9、140 番 14 及び 140 番 15 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当で

はないかと思われます。

整理番号 4 番につきまして、議案書の 25 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字高安前原 364 番 1、363 番 1、363 番 8、375 番 1、後原の 974 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 5 番につきまして、議案書の 27 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字翁長浜崎原 847 番 5 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

以上です。

事務局

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

議案第 59 号は 1 件ずつ審議をしますが、整理番号 1 番から 3 番まで関連しますので一括して審議します。これより審議に入ります。整理番号 1 番から 3 番までについて、質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(7 番委員挙手)

会長

7 番委員。

7 番委員

●●●●●さん、従事日数、これは整理番号 1、2、3 が 50 日ですけれども、足して 150 ということですか。

事務局

ではなくて、この方の旦那さん、世帯員が 159 日従事できるということで、●●●さん本人ではなく世帯員の 1 人が 150 日以上の要件を満たしていますので、ここには該当しないということになっています。

7 番委員

その旨を書いておいたほうが。

事務局

18 ページの調査票の項目の中で、第 2 項第 4 号の欄ですけれども、ここで、世帯員（配偶者）が年間 159 日農業に従事できることから、常時、農業に従事できると認められると、要件に該当の有無で、該当しないということになっております。

7 番委員

わかりました。



会長

ほかにいらっしゃいませんか。  
これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 1 番から 3 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番から 3 番までについては許可することに決定します。  
次に整理番号 4 番について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(7 番委員挙手)

会長

7 番委員。

7 番委員

契約期間が「10 年前」となっていますけれども。ミスですか。

事務局

ごめんなさい。訂正をお願いします。15 ページの整理番号 4 番の契約期間の欄に「10 年前」とありますが、これは「10 年間」です。訂正をお願いします。失礼しました。

会長

ほかにいらっしゃいませんか。  
これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 4 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番については許可することに決定しま

す。

次に整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 5 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番については許可することに決定します。

次に議案第 60 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 33 ページをお開きください。

議案第 60 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」

1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、39 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西原 46 番 5、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 60 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 60 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思います。

議案第 60 号について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 60 号は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に議案第 61 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 41 ページをお開きください。

議案第 61 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。

それでは申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、47 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原 527 番 6、転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 2 番につきまして、54 ページをお開きください。申請のあった土地は、饒波饒波原 235 番 5、転用目的は一般住宅。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 61 号について説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 61 号は 1 件ずつ審議します。まずは整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 2 番について質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないことから、許

可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に議案第 62 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第 62 号について説明いたします。

まず初めに資料の説明を行います。議案第 62 号は、豊見城市農地移動適正化あっせん基準の一部改正についてでございます。資料が議案書 56 ページから 59 ページまでが今回の改正案となっております。60 ページから 62 ページまでが新旧対照表となっております。最後ですが、この資料が、今の現行の改正前のあっせん基準となっております。説明資料としては、新旧対照表を使わせてもらいます。

まず 60 ページ、61 ページをお開きください。右の表が改正前、左が改正後の案になります。61 ページの附則にありますとおり、本市のあっせんの基準というのは、平成 14 年 10 月 25 日に施行されております。今日に至るまでに、農地法等の改正や、市内の農業の変化に伴って、現況と平成 14 年時点のあっせん基準にそぐわない点が生じておまして、今回改正が必要になってきております。改正前を見ていただきますと、60 ページの上のほう、下線が 4 本引かれているのですが、「農業経営基盤強化促進法第 4 条第 2 項に規定する農地保有合理化法人」というものが、新しく、平成 21 年の改正に伴って、ここが「農地中間管理機構」が入ってくる旨の文言に変わります。それからその下に、幾つか「農業生産法人」という文言に下線が引かれていると思いますが、これも平成 28 年の農地法の改正に伴って、今度は農地所有適格法人という文言に変えるべきものになっております。

今度は 61 ページですが、一番最初の下線、経営構造対策事業計画については、このあっせん基準の実施要領に基づきまして、経営体育成支援計画等に置きかえております。次に、これは 61 ページの改正案を見たほうがわかりやすいかもしれないです。「特別基準」というのを定めております。旧のほうは、5 の農業農村整備事業というところに、5 本ほど下線が引かれていると思うのですが、その一番下、「その基準を定めるものとする」で終わってしまっていたので、今回はその基準をきちんと定めようということで、特別基準というのを新しく設けています。それから新規のものとして、「あっせん譲受等候補者名簿の作成」というものを新規でつけております。改正の内容は以上になります。なお、こ

の基準の見直しにつきましては、去る 2 月 14 日に豊見城市農地移動適正化あ  
っせん基準の作成協議会を開催いたしまして、この協議会の委員から意見をい  
ただきながら、今回この案を提案させていただいております。  
以上です。

会長

ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。  
これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質  
疑をお願いいたします。

事務局

補足でもうちょっといいですか。ごめんなさい。

会長

どうぞ。

事務局

62 ページまでが新旧対照表になっていまして、本文については先ほどの説明で  
終了ですが、今度は別表が 2 種類あります。別表 1 と別表 2。別表 1 は基準面  
積、別表 2 が経営規模拡大の目標として定める経営面積、目標面積です。こち  
らも、現況と違うだろうという作目が幾つか見られましたので、今回、JA さ  
んの販売実績や 2015 年の農林業センサス、それから人・農地プランをもとに、  
新のほうですね、作目を表としてまとめております。  
以上です。

(7 番委員挙手)

会長

7 番委員。

7 番委員

2 月 14 日に協議をしたということですがけれども、どういう方が集まっているの  
ですか。

事務局

先月の議案書に載せて…6 名。こちらの市の経済建設部長、農林水産課長、J  
A の経済部長、農産課長、沖縄県の南部農業改良普及センターの所長、それと  
沖縄県農業会議の事務局長、6 名です。

7 番委員

ちょっと疑問といえますか、改正前も改正後もそうですが、基準面積と目標経  
営面積が、基準面積はいいのですが、目標経営、豊見城は土地が点在し過ぎて  
いるので、果たしてこの目標経営面積まで、本当に現実的に考えているのかと

疑問点が残るのですが、これはどうやって数字を出したのか。

事務局

もととなる数字としては…。

7 番委員

センサスとかそういうのは、多分内地の情報だと思うのですが。

事務局

この別表 2 ですが、ここはセンサスというよりは豊見城市に農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というのが定められているのですが、旧のほうもですけども、そこに、市が定めた指標として出されているものを引用しています。今回の基本的な構想というものは、平成 26 年度に見直されて、こういうものがあって、また同じように指標も見直されている状態なのですが、今回のあっせん基準の新しい案も、この見直された基本的な構想に見習って表をつくって、その中から特に、小菊とかそういうものもあったので、これはこの協議会の中でも、これはちょっと違うのではないかとということで抜いた部分もあります。こういうところを参考にして土台をつくって、数字としてはつくってあります。

事務局

経営規模拡大の目標としては、今申し上げたように平成 26 年度より市で策定をしました農業経営基盤強化の促進に関する基本構想、その中に書かれている目標経営面積、そちらを引用してきて、こちらのほうでは策定をしているという、策定といたしますか、数字を上げているということです。

会長

7 番委員、よろしいですか。

7 番委員

この件もそうですけれども、あっせんなので、中間管理機構と現在あまりかみ合っていないような感じも見られるのですが、目標の面積というのは、本当に実現できるものなのかという、現場的な意見といたしますか、要は中間管理機構もうまく動いていない。貸し手も、あまり自分たちから手を挙げない。借り手もやはりいい条件のところがいいとしかならないのに、例えば経営を拡大したくても、土地が点在し過ぎると、また道具が必要、点在させないといけないとか、その辺を細かく見て出されたものだったら納得できるのですが、ちょっと目標が大き過ぎるといたしますか、まずは基準から確認しましたかというところですか。余りうまくまとめられないのですが。

事務局

休憩いいですか。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 36 分  
再開 午後 3 時 42 分

会長 再開します。  
いろいろとご意見が出たのですが、ほかにいらっしゃいませんか。  
これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 議案第 62 号について、事務局の説明のとおり基準を沖縄県知事へ認定申請することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第 62 号については、事務局説明のとおり基準を沖縄県知事へ認定申請することに決定します。  
次に議案第 63 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 今、議案第 63 号の追加案件を配付します。  
それでは議案第 63 号「平成 31 年度定期人事異動に係る協議について」説明いたします。  
みだしの件につきまして、平成 31 年 2 月 27 日付豊総人内第 457 号で豊見城市長より協議依頼がございますので、委員会の意見を求めるものでございます。2 枚目をご覧ください。平成 31 年度定期人事異動による協議でございます。農業委員会事務局へ出向する者、現経済建設部農林水産課農政班長の赤嶺文隆、農業委員会事務局長を併任する者、現豊見城市上下水道部総務課長の浜本亨。なお、浜本亨につきましては、来る平成 31 年 4 月 1 日より、経済建設部農林水産課長に任命予定となっております。  
以上でございます。

会長 事務局の説明が終わりました。  
これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。  
休憩します。

休憩 午後 3 時 44 分

再開 午後 3 時 48 分

会長

再開します。

異議なしと認め、これより採決に移ります。

議案第 63 号について、市長へ承認する旨回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 63 号については、市長へ承認する旨回答することに決定します。

以上をもちまして、本日の提案の議事日程は全て終了いたしました。大変お疲れさまでした。

平成 31 年 2 月 28 日 (木)

午後 3 時 49 分終了



議事録署名委員

会長

瀬長澄子



3番委員

金城敏満



4番委員

宮里由美子

